

広島県教育委員会規則第二号

へき地学校等の指定基準及び指定に関する規則を次のように定める。

平成二十四年三月十九日

広島県教育委員会

委員長 平 田 克 明

へき地学校等の指定基準及び指定に関する規則

(趣旨)

第一条 この教育委員会規則は、市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和二十八年広島県条例第四十九号。以下「条例」という。）第九条第二項及び第十条第一項の規定に基づき、へき地学校及び準へき地学校並びに特設学校の指定基準を定めるとともに、へき地学校及び準へき地学校並びに特設学校を指定するものとする。

(定義)

第二条 この教育委員会規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 基準点数 当該小学校又は中学校（以下「学校」という。）の所在地のへき地条件の程度の軽重を測定するために、第五条及び第六条の規定により算定した点数をいう。

二 調整点数 基準点数の算定方法によっては捕捉し難い特別のへき地条件を測定するために、第七条又は第八条の規定により算定した点数をいう。

三 合計点数 基準点数に第七条の規定により算定した調整点数を加え、又は第八条の規定により算定した調整点数を減じて得た点数をいう。

2 前項に定めるもののほか、この教育委員会規則において使用する用語は、へき地教育振興法施行規則（昭和三十四年文部省令第二十一号）及び条例において使用する用語の例による。

(へき地学校及び準へき地学校の指定基準)

第三条 条例第九条第二項に規定する教育委員会規則で定める基準は、次条から第九条までに定めるとおりとする。

(へき地学校及び準へき地学校に係る級別の指定等)

第四条 学校に係るへき地学校の指定は、当該学校について算定された合計点数が四十五点以上の学校について、当該合計点数に応じ、次の各号に掲げる区分に従って指定するへき地学校の級別を付して行うものとする。

- 一 四十五点から七十九点までの学校 一級
- 二 八十点から百十九点までの学校 二級
- 三 百二十点から百五十九点までの学校 三級
- 四 百六十点から百九十九点までの学校 四級
- 五 二百点以上の学校 五級

2 学校に係る準へき地学校の指定は、当該学校について算定された合計点数が三十五点か

ら四十四点までの学校について行うものとする。

- 3 共同調理場に係るへき地学校及び準へき地学校の指定は、当該共同調理場から最短の距離にある学校について算定された合計点数を当該共同調理場に係る当該合計点数とみなして、前二項の規定を準用する。

(基準点数の算定)

第五条 基準点数の算定は、当該学校が本土内に所在する場合（本土と至近の距離にあり、かつ、定期航行によらなくても本土との交通が容易な島に所在する場合を含む。）にあつては別表第一により、本土以外の島に所在する場合（本土の岬等に所在する場合で、海上による交通を常態とする場合を含む。）にあつては別表第二により、当該学校について各要素の該当点数（次条の規定により補正を行うべき場合にあつては当該補正を行った点数をいう。以下この条において同じ。）を合計して行うものとする。

- 2 前項に規定する各要素の該当点数は、当該要素の交通機関のない部分の最高点数を超えることができないものとする。

- 3 各要素の該当点数の算定において、交通機関のない部分の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該部分の距離について、当該各号に定めるところにより補正を行った距離によつて算定するものとする。
 - 一 急勾配又は狭あいである等の自然的条件による交通困難な部分がある場合 当該部分の距離に一・五を乗じて得た距離
 - 二 急勾配で、かつ、狭あいである等の自然的条件による交通困難な部分がある場合 当該部分の距離に二を乗じて得た距離

- 4 各要素の該当点数の算定において、交通機関のある部分の全部又は一部が鉄道、軌道又は索道を利用するものである場合は、当該部分の距離について、当該部分の距離に二分の一を乗じて得た距離によつて算定するものとする。ただし、次条第一項第二号及び第三号の規定により点数を算定する場合は、この限りでない。

- 5 当該学校から医療機関までの距離の要素における該当点数の算定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める方法によつて行うものとする。
 - 一 当該学校から最短の距離にある医療機関が旧総合病院である場合は、当該旧総合病院までの距離に係る点数に三を乗じて得た点数とし、病院及び診療所までの距離は基準点数の算定の要素としないものとする。この場合において、第二項の規定にかかわらず、旧総合病院までの距離の要素における該当点数は、当該要素の交通機関のない部分の最高点数に三を乗じて得た点数を超えることができないものとする。
 - 二 当該学校から最短の距離にある医療機関が病院である場合は、当該病院までの距離に係る点数に二を乗じて得た点数に旧総合病院までの距離に係る点数を加えた点数とし、診療所までの距離は基準点数の算定の要素としないものとする。この場合において、第二項の規定にかかわらず、病院までの距離の要素における該当点数は、当該要素の交通

機関のない部分の最高点数に二を乗じて得た点数を超えることができないものとする。

三 当該学校から最短の距離にある医療機関が診療所で、かつ、当該学校から当該診療所の次に短い距離にある医療機関が旧総合病院である場合は、当該診療所までの距離に係る点数に当該旧総合病院までの距離に係る点数に二を乗じて得た点数とし、病院までの距離は基準点数の算定の要素としないものとする。この場合において、第二項の規定にかかわらず、旧総合病院までの距離の要素における該当点数は、当該要素の交通機関のない部分の最高点数に二を乗じて得た点数を超えることができないものとする。

(各要素の点数の補正)

第六条 各要素の該当点数の算定において、道路又は交通機関の交通条件が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定めるところにより算定した点数を当該要素ごとに算定した点数に加えるものとする。

一 交通機関のない部分の道路が積雪、雪崩、泥ねい、地滑り等の自然的条件により四十日以上にわたり交通困難となる場合 次の表の右欄に掲げる当該交通困難となる期間の区分に応じ、当該交通困難となる部分の距離に応ずる点数に同表の左欄に掲げる割合を乗じて得た点数（一点未満の端数を生じたときは、一点に切り上げる。）

交通困難となる期間	四〇日以 上五九日 以下	六〇日以 上七九日 以下	八〇日以 上九九日 以下	一〇〇日 以上一一 九日以下	一二〇日 以上一三 九日以下	一四〇日 以上
	六分の一	六分之二	六分之三	六分之四	六分之五	六分の六

二 交通機関の一日の運行回数が八往復以下の場合 次の表の右欄に掲げる当該一日の運行回数の区分に応じ、当該運行回数が八往復以下の部分の距離ごとに当該距離に応ずる別表第一及び別表第二中船着場までの距離の要素の交通機関のない部分の点数に次の表の左欄に掲げる割合（当該学校が普通交付税に関する省令（昭和三十七年自治省令第十七号）別表第四(3)に定める三級地及び四級地の地域に所在する場合にあっては、当該割合にそれぞれ十分の一を加えた割合）を乗じて得た点数（一点未満の端数を生じたときは、一点に切り上げる。）

一日の運行回数割合	八往復から六往復まで	五往復及び四往復	三往復及び二往復	一往復以下
	十分之二	十分之三	十分之四	十分之五

三 交通機関が積雪、雪崩、泥ねい、地滑り等の自然的条件により六十日以上にわたり休止する場合 次の表の右欄に掲げる当該交通機関が休止する期間の区分に応じ、当該交通機関が休止する部分の距離ごとに当該距離に応ずる別表第一及び別表第二中船着場までの距離の要素の交通機関のない部分の点数に次の表の左欄に掲げる割合を乗じて得た点数（一点未満の端数を生じたときは、一点に切り上げる。）

交通機関が休止する期間	六〇日以下 上八九日	九〇日以下 上一一九	百二〇日以下 以上一四	百五〇日以下 以上一七	一八〇日以下 以上二〇	二一〇日以上
割合	六分の一	六分之二	六分の三	六分の四	六分の五	六分の六

2 駅又は停留所までの距離の要素における当該点数の算定において、当該学校から最短の距離にある駅又は停留所が積雪、雪崩、泥ねい、地滑り等の自然的条件により六十日以上にわたり閉鎖される場合においては、当該閉鎖される駅又は停留所から最短の距離にあって開設されている駅又は停留所までの距離について、前項第三号に規定する算定方法に準じて算定した点数を当該閉鎖される駅又は停留所までの距離に応ずる点数に加えるものとする。

(調整点数)

第七条 当該学校において、飲料水を主として天水又は川水等から求めなければならない場合で、次の各号のいずれかに該当することにより、学校教育の運営上困難を伴うと認められる場合は、当該各号に定める点数を調整点数とする。

- 一 揚水施設及び配水施設のない場合 十点
- 二 揚水施設又は配水施設のある場合（浄化装置のない場合に限る。） 五点
- 2 当該学校の所在する地域における自然的、経済的、文化的諸条件が次の各号のいずれかに該当することにより、学校教育の運営上困難を伴うと認められる場合は、当該各号に定める点数を調整点数とする。
 - 一 有害ガス等の発生する地帯、風土病地帯、湿潤地帯、極寒地帯、多雪地帯等で、不健康地である場合 二十点以内で広島県教育委員会が定める点数
 - 二 当該学校に在学する児童又は生徒の総数の十分の三以上のものの住所地が次のいずれかに該当する場合 それぞれ次に定める点数
 - イ 当該学校から六キロメートル以上の距離にある場合 十点
 - ロ 当該学校から四キロメートル以上六キロメートル未満の距離にある場合 五点
 - 三 当該学校から図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第二条に規定する図書館、博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二条に規定する博物館その他これらに類する施設のうち当該学校から最短の距離にあるものまでの距離（交通機関を利用し得る部分の距離については、当該距離に二分の一を乗じて得た距離）が次のいずれかに該当する場合 それぞれ次に定める点数
 - イ 二十五キロメートル以上である場合 十点
 - ロ 十二・五キロメートル以上二十五キロメートル未満である場合 五点
 - 四 当該学校において、電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）第一条第二項第七号から第十号までに規定するサービス及びそれに相当するサービスが提供されていない場合 五点

五 当該学校において、携帯電話を通话のために使用できない場合 五点

3 当該学校に勤務する教員の数が、三人以下である場合は二十点、四人又は五人である場合は十点を調整点数とする。

4 当該学校が分校である場合において、本校との距離（交通機関を利用し得る部分の距離については、当該距離に二分の一を乗じて得た距離）が、十二キロメートル以上の場合十点、八キロメートル以上十二キロメートル未満の場合は五点を調整点数とする。

第八条 当該学校から人口三万人以上の市町の市役所又は町役場の所在する地点までの距離が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める点数を調整点数とする。

- 一 十五キロメートル未満である場合 三十点
- 二 十五キロメートル以上二十キロメートル未満である場合 二十五点
- 三 二十キロメートル以上二十五キロメートル未満である場合 二十点
- 四 二十五キロメートル以上三十キロメートル未満である場合 十五点
- 五 三十キロメートル以上三十五キロメートル未満である場合 十点
- 六 三十五キロメートル以上四十キロメートル未満である場合 五点

（へき地学校及び準へき地学校に係る級別の指定の特例）

第九条 隣接して設置されている学校であつて、当該学校について算定された合計点数が異なる場合にあつては、当該学校については、第四条の規定にかかわらず、当該合計点数の多い学校の点数によつて級別の指定を行うことができる。

（へき地学校及び準へき地学校の指定）

第十条 条例第九条第二項に規定する教育委員会規則で指定するへき地学校は別表第三に、準へき地学校は別表第四に掲げる学校等とし、同条第三項に規定するへき地学校の級別は、別表第三の級地区分欄に掲げる区分によるものとする。

（特地学校の指定基準）

第十一条 条例第十条第一項に規定する教育委員会規則で定める基準は、次に定めるとおりとする。

- 一 学校に係る特地学校の指定は、当該学校について算定された合計点数が三十点から三十四点までの学校について行うものとする。
- 二 共同調理場に係る特地学校の指定については、第四条第三項の規定を準用する。この場合において、同項中「へき地学校及び準へき地学校」とあるのは「特地学校」と、「前二項」とあるのは「前号」と読み替えるものとする。

（特地学校の指定）

第十二条 条例第十条第一項に規定する教育委員会規則で指定する特地学校は、別表第五に掲げる学校等とする。

（指定の見直し等）

第十三条 第四条及び第十一条の規定に基づく指定は、おおむね六年ごとに、当該学校等について算定された合計点数により見直しを行うものとする。ただし、学校等の新設、統合

会までの距離	交通機関のあり部分	0	2	3	5	6	8	9	12	15	18	20	22	24	24	24	24	24	24	24	24
金融機関までの距離	交通機関のあり部分	1	2	3	4	5	6	8	10	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
スーパーマーケットまでの距離	交通機関のあり部分	0	1	1	1	2	2	3	3	4	5	6	8	10	12	12	12	12	12	12	12
市の中心地までの距離	交通機関のあり部分	1	1	1	1	2	2	3	3	4	5	6	8	10	12	12	12	12	12	12	12
県庁所在地又はこれに準ずる都市の中心地までの距離	交通機関のあり部分	0	1	1	1	1	1	2	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	12	12

別表第二 (第五条, 第六条関係)

要素	点												数											
	241回以上	181回以上	151回以上	121回以上	91回以上	61回以上	51回以上	41回以上	31回以上	21回以上	17回以上	13回以上	9回以上	8回以上										
本土からの月間の定期航行の回数	25点以下	300回以下	240回以下	180回以下	150回以下	120回以下	90回以下	60回以下	50回以下	40回以下	30回以下	20回以下	16回以下	12回以下										
	5点	15点	20点	25点	30点	40点	50点	60点	70点	80点	100点	120点	160点	200点										
本土からの海上の距離	2キロメートル以上	4キロメートル以上	6キロメートル以上	8キロメートル以上	10キロメートル以上	12キロメートル以上	14キロメートル以上	16キロメートル以上	20キロメートル以上	24キロメートル以上	28キロメートル以上	32キロメートル以上	36キロメートル以上	40キロメートル以上	44キロメートル以上	48キロメートル以上	54キロメートル以上	60キロメートル以上						
	未滿	未滿	未滿	未滿	未滿	未滿	未滿	未滿	未滿	未滿	未滿	未滿	未滿	未滿	未滿	未滿	未滿	未滿						
船着場までの距離	2点	4点	6点	8点	10点	12点	14点	16点	20点	24点	28点	32点	36点	40点	40点	40点	40点	40点						
	交通機関のあり部分	交通機関のあり部分	交通機関のあり部分	交通機関のあり部分	交通機関のあり部分	交通機関のあり部分	交通機関のあり部分	交通機関のあり部分	交通機関のあり部分	交通機関のあり部分	交通機関のあり部分	交通機関のあり部分	交通機関のあり部分	交通機関のあり部分	交通機関のあり部分	交通機関のあり部分	交通機関のあり部分	交通機関のあり部分						

要素	点				陸上を交通する部分
	島外に所在する場合	海上を交通する部分			
		1日の定期航行の回数 4回又は 5回	2回又は 3回	1回以下	
旧総合病院までの 距離等	6点	2点	4点	6点	別表第一によって算定する。
病院までの距離等	6	2	4	6	別表第一によって算定する。
診療所までの距離等	6	2	4	6	別表第一によって算定する。
高等学校までの 距離等	12	4	8	12	別表第一によって算定する。
郵便局までの距離等	6	2	4	6	別表第一によって算定する。
市町村教育委員会 までの距離等	12	4	8	12	別表第一によって算定する。
金融機関までの 距離等	6	2	4	6	別表第一によって算定する。
スーパーマーケット までの距離等	6	2	4	6	別表第一によって算定する。
市の中心地までの 距離等	0	0	0	0	別表第一によって算定する。
県庁所在地又はこれ に準ずる都市の中心 地までの距離等	0	0	0	0	別表第一によって算定する。

注

- 1 本土からの月間の定期航行の回数は、年間において実際に航行した回数の平均によるものとする。ただし、時季により回数が変更される定期航行にあっては、定期航行の回数の最も少ない時季において実際に航行した回数の平均によるものとする。
- 2 付属島であって直接本土との間に定期航行がなく、主要島と本土との間に定期航行がある場合における本土からの月間の定期航行の回数の要素に係る該当点数の算定については、本土と主要島との間の定期航行の回数の区分に応ずる点数と主要島を本土とみなした場合における主要島と付属島との間の定期航行の回数の区分に応ずる点数とを合計して行うものとする。
- 3 主要島と至近の距離にあり、かつ、定期航行によらなくても主要島との交通が容易な付属島にあっては、当該付属島を主要島の一部とみなしてこの表を適用するものとする。
- 4 月間の定期航行の回数には、航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する定期航空運送事業として行われる交通の月間の回数を、一日の定期航行の回数には、当該交通の一日の回数を各々8で除して得た数（1未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた数）を、それぞれ加えるものとする。本土からの月間の定期航行の回数は、年間において実際に航行した回数の平均によるものとする。

別表第三（第十条関係）

級地区分	学	校	等	名
一般	広島市立志屋小学校			
	〃	小河内小学校		
	〃	湯来西小学校		
	〃	呉市立豊島小学校		
	〃	安芸高田市立川根小学校		
	〃	山県郡安芸太田町立殿賀小学校		
	〃	〃	筒賀小学校	
	〃	〃	上殿小学校	
	〃	〃	戸河内小学校	
	〃	〃	北広島町立芸北小学校	

”	”	大朝小学校
”	”	川迫小学校
”	”	豊平西小学校
”	”	豊平東小学校
三原市立羽和泉小学校		
”	大草小学校	
世羅郡世羅町立せらにし小学校		
神石郡神石高原町立三和小学校		
”	”	神石小学校
”	”	油木小学校
”	”	豊松小学校
三次市立作木小学校		
庄原市立小奴可小学校		
”	八幡小学校	
”	栗田小学校	
”	高野小学校	
”	比和小学校	
呉市立豊浜中学校		
安芸高田市立高宮中学校		
山県郡安芸太田町立筒賀中学校		
”	”	戸河内中学校
”	北広島町立大朝中学校	
”	”	豊平中学校
三原市立大和中学校		
世羅郡世羅町立世羅西中学校		
神石郡神石高原町立三和中学校		
”	”	神石中学校
”	”	油木中学校
”	”	豊松中学校
三次市立作木中学校		
庄原市立高野中学校		
”	比和中学校	
山県郡安芸太田町筒賀学校給食共同調理場		
”	”	戸河内学校給食共同調理場
”	北広島町大朝学校給食共同調理場	
”	”	豊平学校給食センター

	世羅郡世羅町せらにし学校給食センター 神石郡神石高原町豊松学校給食共同調理場 三次市作木学校給食共同調理場 庄原市比和学校給食共同調理場 ” 高野学校給食共同調理場
二級	福山市立走島小学校 呉市立豊小学校 大竹市立阿多田小学校 ” 栗谷小学校 廿日市市立吉和小学校 山県郡安芸太田町立修道小学校 ” 北広島町立八幡小学校 ” ” 雄鹿原小学校 ” ” 雲月小学校 ” ” 美和小学校 福山市立走島中学校 呉市立豊中学校 廿日市市立吉和中学校 山県郡北広島町立芸北中学校 呉市豊学校給食共同調理場 廿日市市吉和学校給食センター

別表第四 (第十条関係)

区分	学 校 等 名
進へき地学校	広島市立似島小学校 ” 湯来東小学校 福山市立広瀬小学校 ” 内浦小学校 呉市立尾立小学校 ” 倉橋東小学校 東広島市立竹仁小学校 安芸高田市立来原小学校 ” 船佐小学校 山県郡北広島町立豊平南小学校 三原市立神田小学校 ” 榎梨小学校

	尾道市立百島小学校 " 瀬戸田小学校 神石郡神石高原町立来見小学校 三次市立川西小学校 " 小童小学校 " 三和小学校 広島市立似島中学校 福山市立広瀬中学校 尾道市立百島中学校 三次市立三和中学校 東広島市福富学校給食センター 尾道市瀬戸田学校給食センター 三次市三和学校給食共同調理場
--	--

別表第五 (第十二条関係)

区分	学 校 等 名
特設学校	福山市立内海小学校 竹原市立仁賀小学校 東広島市立河内西小学校 山県郡北広島町立新庄小学校 三原市立鷺浦小学校 " 神田東小学校 尾道市立南小学校 神石郡神石高原町三和給食共同調理場